

# 河川法第27条変更許可証

佐賀県指令 6 東土第 569 号  
令和 6 年 7 月 16 日

令和6年7月2日付けで変更許可申請のあった河川区域内の土地の形状変更（盛土）については、河川法（昭和39年法律第167号）第27条の規定に基づき下記のとおり許可する。

佐賀県知事 山口 祥義



## 記

許可を受ける者	住所	佐賀県鳥栖市蔵上町587-1
	氏名	株式会社 篠原建設
場所	地名番	鳥栖市酒井東町字川口828番1、828番2、839番1、839番2 各地先
	河川名	筑後川水系 秋光川
行為面積又は数量		盛土 A=4,908.79㎡
行為期間		R5.6.8(当初許可日) から 725日間 まで
目的		隣接する民地盛土に伴い盛土
条件		知事が公共上必要と認めた場合は、許可を取り消すことがある。この場合は、自費で撤去し、原形に復旧しなければならない。 「佐賀県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」など各種条例を遵守し適切な盛土を行うこと。 河川区域と里道/民地については、境界杭などにより境界を明確にすること。

申請者住所 佐賀県鳥栖市蔵上町587-1

申請者氏名 株式会社 篠原建設

令和6年7月2日付けで変更許可申請のあった河川区域内の土地の工作物の設置については、河川法（昭和39年法律第167号）第26条の規定に基づき、次のとおり許可する。

この許可に不服のあるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国土交通大臣に対し行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づき審査請求することができる。

また、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づく処分の取消しの訴えを行う場合には、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県知事を被告として、提起しなければならない。（なお、処分のあったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6か月以内（送達を受けた日の翌日から起算する。）に提起しなければならない。）

佐賀県知事

山口 祥義



記

- |              |                                       |
|--------------|---------------------------------------|
| 1 河川の名称      | 筑後川水系 秋光川                             |
| 2 目的         | 隣接する民地盛土に伴い側溝改装                       |
| 3 場所         | 鳥栖市酒井東町字川口828番1、828番2、839番1、839番2 各地先 |
| 4 工作物の名称及び種類 | U型側溝450及び600                          |
| 5 工期         | R5.6.8（当初許可日）から 725日間 まで              |

6 条 件

- (1) 東部土木事務所長（以下「所長」という）は、この許可を受けたもの（以下「許可受者」という。）に対して、この許可に係る工事の実施等について、河川管理上必要な指示をすることができる。
- (2) 知事が必要と認めた場合には、許可を取消すことがある。この場合は、自費で撤去し原状復旧しなければならない。
- (3) 許可受者はこの許可に係る工作物が毀損（災害等を含む。）したときは、改築修繕等を許可受者の費用負担において行なわなければならない。
- (4) この許可のため、他の河川使用者に支障を来し、又はその恐れがあるときは、許可受者は関係者と協議のうえ適当な措置を講じなければならない。
- (5) この許可は、次に掲げるときは、その効力を失う。
  - ア この許可に係る事業を行なうための必要な他の法令の規定による許可を拒否する処分があったとき。
  - イ この許可に係る事業が廃止されたとき。
- (6) 成工に際しては、「工事竣工届」を提出し、東部土木事務所長の検査を受けなければならない。